

高知県交通安全指導員協議会補助金交付要綱

(要 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、高知県交通安全指導員協議会補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、交通安全思想の普及による交通事故の防止を図るため、高知県交通安全指導員協議会が行う事業及び事務に要する経費に対して補助する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業に係る補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(申 請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式とし、正副2通を提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業について、実施事業の新設又は廃止、決定額に対して30%を超える補助金の減及び全ての増をする場合及び第3条で定めた対象事業間における30%を超える変更については、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (4) 事業の執行に関しては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならない。

(概算払)

第6条 規則第14条ただし書きの規定に基づき、概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式の請求書によらなければならない。

(実績報告書)

第7条 規則第11条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記第4号様式とし、正副2通を知事に提出するものとする。

提出期限は、事業終了後1カ月以内、又は3月31日までのいずれか早い日までとする。

なお、これにより難しい場合は、翌年度4月15日までとする。

2 補助事業実績報告書には、次の関係書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの

(グリーン購入)

第8条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第9条 補助事業者又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条第6条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成12年4月3日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成24年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第2号及び第9条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

別表

対象事業	補助対象経費	補助率
(1)交通安全運動（指導、教育、広報等）の推進に関する事業	給与 報償費	定額
(2)交通安全関係団体との協力活動に関する事業	旅費 需用費（消耗品費	
(3)交通安全活動に関する調査研究事業	・装備品購入費・	
(4)高知県交通安全指導員（以下「県指導員」という。）の技術習得を含む研修事業	印刷製本費） 役務費（通信運搬	
(5)県指導員の福利厚生に関する事業	費）	
(6) その他、前各号に掲げるもののほか、交通安全思想の普及に関する事項で、知事が特に必要と認めた事業	使用料及び賃借料 （会場費・使用料） 地区活動助成費 その他知事が必要 と認めたもの	

別記
第1号様式

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
団体名
代表者

印

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金交付規則第3条第1項の規定により、平成 年度高知県交通安全指導員協議会補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の経費の配分及び使用方法
- 3 補助事業の遂行計画
- 4 補助金交付申請額

別記
第2号様式

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
団体名
代表者

印

変 更 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度高知県交通安全指導員協議会補助事業の内容等を変更したいので、高知県交通安全指導員協議会補助金交付要綱第5条の規定により、下記関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更事項
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

別記
第3号様式

概 算 請 求 書

金 円

上記平成 年度高知県交通安全指導員協議会補助金（交付決定通知 第 号）を
概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
団体名
代表者

印

別記
第4号様式

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
団体名
代表者

印

実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度高知県交通安全指導員協議会補助金について、高知県補助金交付規則第11条第1項の規定により、下記関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書